1 火葬場使用料

鳥取県西部広域行政管理組合営火葬場条例(平成3年鳥取県西部広域行政管理組合条例第5号)に基づき徴収する使用料は、次のとおり改定を行うことが適当である。

(1) 改定額

			単位	改定使用料	
区分		圏域内 居住者		圏域外 居住者	
	死体	大人	1体	18,000円	73,500円
		小人	1体	10,500円	43,500円
火 葬	死産児		1胎	6,000円	31,500円
	改葬遺骸		1体	4,500円	27,000円
	系統解剖遺体 (主部)		1 体分	4,500円	4,500円
	生体分離肢体		1人分	4,500円	4,500円
焼 却	産汚物等		1キログラム	1,500円	1,500円
	系統解剖遺体 (残部)		1 体分	10,500円	10,500円
霊安室	死体 死産児		24 時間	22,000円	38,000円
				10,500円	18,000円

(2) 適用期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。

(3) 理由

ア 見直しの必要性について

火葬場桜の苑は、平成3年に設置し、境港市を除く鳥取県西部圏域の1市7町村の住民を対象として運営しており、運営費のうち使用料収入以外については、構成市町村の負担金等により運営されている。

現行の火葬場使用料は、平成29年度に<mark>改定</mark>したものであり、9年間に渡って使用料等の適正水準及び見直しの必要性等について検討が行われていなかった。

本審議会では、この間及び今後の使用料の算出の根拠となる火葬件数の推移及び 光熱水費や施設維持補修費等の施設運営費の状況や今後の見込みについて確認す るとともに、県内をはじめ近隣団体が運営する火葬場使用料の現状等についても確 認した。その結果、高齢社会の進展等に伴う火葬件数の増加及び近年の物価上昇等 による施設運営費の上昇等が見込まれる社会情勢、また長期間に渡って見直しがさ れていない状況を踏まえ、使用料の見直しの必要性があると認めた。

イ 改定額及び期間について

改定額は、圏域内居住者(大人)1体に係る使用料をベースとすることとし、火 葬、施設管理に係る費用及び火葬件数に基づき1体当たりの原価を算出したうえで、 火葬事業の必需性や市場性による受益者負担率を考慮し、18,000円を妥当な額とした。

また、圏域内居住者の他の料金区分及び圏域外居住者については、圏域内居住者 (大人) 1体の改定率が150パーセント(12,000円から18,000円に 改定)であることを踏まえ、同率で改定することを基本とした。

なお、今回の見直しの適用期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日 までの3年間とした。

【参考】

○現行使用料(平成29年4月1日適用)

			使用料		
区分			単位	圏域内	圏域外
			居住者	居住者	
死位	死休	大人	1 体	12,000 円	49,000 円
	7L / *	小人	1 体	7,000 円	29,000 円
火 葬	死産児		1胎	4,000円	21,000 円
	改葬遺骸		1体	3,000円	18,000円
	系統解剖遺体 (主部)		1 体分	3,000円	3,000円
	生体分離肢体		1人分	3,000円	3,000円
焼却	産汚物等		1キログラム	1,000円	1,000円
	系統解剖遺体 (残部)		1 体分	7,100円	7, 100 円
霊安室	死体		24 時間	15, 200 円	25, 400 円
並女主	死産児			7, 100 円	12, 200 円

2 リサイクルプラザ不燃物処理手数料

鳥取県西部広域行政管理組合リサイクルプラザ条例(平成9年鳥取県西部広域行政管理組合条例第1号)に基づき徴収する手数料は、次のとおり改定を行うことが適当である。

(1) 改定額

280円/10キログラム(令和8年4月1日~)

380円/10キログラム(令和9年4月1日~)

480円/10キログラム(令和10年4月1日~)

※個人と事業所は同一料金とする。

(2) 適用期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。

(3) 理由

ア 見直しの必要性について

不燃物処理施設リサイクルプラザは、平成9年に設置し、境港市を除く鳥取県西部圏域の1市7町村の住民や事業所から排出された一般廃棄物の不燃ごみ等の処理を行う施設として運営しており、運営費のうち手数料収入及び有価物売払収入以外については、構成市町村の負担金等により運営されている。

現行の不燃物処理手数料は、平成21年度に改定し、その後消費税及び地方消費 税率の改正により変動はあったものの、手数料自体は約16年間に渡って適正水準 及び見直しの必要性等について検討が行われていなかった。

本審議会では、この間及び今後の手数料の算出の根拠となる処理対象ごみの処理量の推移及び処理に係る経費や施設維持補修費等の施設運営費の状況や今後の見込みについて確認するとともに、県内をはじめ近隣団体の不燃物処理手数料の現状等についても確認した。また、処理対象ごみ搬入量は人口減少とリサイクル促進等により半分近くまで減少する一方で、近年の物価上昇等による処理費用及び施設運営費の上昇が見込まれている。こうした実態と、長期間に渡って見直しがされていない状況を踏まえ、手数料の見直しの必要性があると認めた。

イ 改定額及び期間について

改定額は、不燃物処理に係る費用、施設管理に係る費用及び処理量に基づき10 キログラム当たりの原価を算出したうえで、費用の算出方法等の火葬場使用料との 整合性や事業の必需性や市場性による受益者負担率を考慮し、10キログラムあた り480円を妥当な額とした。

ただし、現行の不燃物処理手数料は、平成21年度に改定して以来一度も見直しの議論がされておらず、今回の改定率が270パーセント(178円から480円に改定)と大幅な引き上げとなることから、利用者の急激な負担増を考慮し、激変緩和措置として3年間での段階的な引き上げを行うことが適切であるという結論に至った。

なお、今回の見直しの適用期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間とした。

【参考】

○現行使用料

178円/10キログラム

(平成21年4月1日 170円/10キログラムに改定)

(令和元年10月1日 消費税及び地方消費税率の改正により現行額に改定)

3 附帯意見

当審議会は、火葬場使用料及びリサイクルプラザ不燃物処理手数料(以下「使用料等」という。)の見直しについて、慎重に審議した結果、見直しの必要性が認められ、使用

料等の改定をすべきという結論に至った。

具体的な使用料等の改定額を示したが、これらは向こう3年間の火葬及び不燃物処理に係る費用及び件数等の見込みに基づき算出したものであるとともに、長期間に渡って見直しの検討がされてこなかったことにより、今回の改定が大幅な引き上げになったことを踏まえ、定期的な見直しを行われることを前提として、令和10年度までの改定額としている。

令和8年度の使用料等改定後においても、引き続き両事業の適正な運営と実施により、質の高いサービスが提供されることを期待するとともに、受益者負担の適正化は、関係市町村の負担金の適正化及び財政の健全化を図る上において極めて重要であるとの認識から、次の事項について実施を求める。

- (1) 社会状況や経済環境の変化に対応するため、今後は3年を目途に使用料等の定期的な見直しを実施すること。
- (2) 不燃ごみ処理の受益者負担のあり方について、組合が平成20年に定めた「使用料・手数料に係る適正化方針」において、手数料は受益者負担率100%を基本としていることから、将来的には100%とすることを視野に入れ今後の見直しを検討すること。
- (3) 改定後の使用料等について、住民の理解と納得が得られるよう、十分な説明を行うとともに周知に努めること。

答申の考え方

1 火葬場及び不燃物処理施設の現状

(1) 火葬場桜の苑

火葬場桜の苑は、平成3年4月に設置し、火葬炉7基、汚物炉1基を備え、境港市を除く鳥取県西部圏域の1市7町村の住民を対象とした火葬事業を行っており、令和6年度の圏域内居住者(大人)の火葬件数は2,852件と、令和元年度の2,589件から1割以上増えるなど、高齢社会にあって火葬件数は増加傾向にあり、この傾向は当面続くものと想定される。

一方、光熱水費等の火葬に係る経費及び指定管理料を含む施設管理に係る経費等は、 近年の急激な物価上昇等により上昇している。

なお、桜の苑は開設から30年以上が経過しているが、令和2年度には施設の長寿 命化及びバリアフリー化などの大規模改修を行うとともに、令和3年度からは指定管 理者制度を導入することにより、安定的かつ継続的な事業実施及びサービス提供体制 を構築している。

(2) 不燃物処理施設リサイクルプラザ

不燃物処理施設リサイクルプラザは、平成9年4月に設置し、境港市を除く鳥取県西部圏域の1市7町村の住民や事業所から排出される一般廃棄物の不燃ごみや不燃粗大ごみのほか、再生用資源物を処理する施設として運営しており、令和6年度の処理対象ごみ搬入量は4,427トンである。

搬入量は、前回の手数料改定時の算出根拠とした平成19年度実績の7,328トンから約6割にまで減少しており、人口減少やリサイクル意識の高まり等による減少傾向は、今後も続くものと想定される。

一方で、不燃ごみ処理に係る委託料を含む処理経費は、搬入量が減少しても固定費 としてかかるものが多く、近年の物価や労務経費の上昇により増大している。

なお、リサイクルプラザは開設から約28年が経過しているが、西部圏域9市町村が平成13年度に策定した可燃ごみ処理広域化基本計画において、令和13年度までの稼働予定とし、令和14年度以降は新しい一般廃棄物処理施設に移行予定とされている。このため、今後必要となる施設の補修工事等は、稼働予定期間を考慮して実施することとしている。(主要設備の更新等の基幹改良工事及び施設の大規模改修は、平成30年度までに実施済)

2 使用料等に対する考え方

本来、使用料等の見直しは、社会情勢の変化やコストの変動等を適切に反映させながら施設の利用者(受益者)に求める適正な負担水準を設定し、非利用者との負担の公平性を確保するために行うべきものである。

また、適正な負担水準の維持は、受益者負担の適正化にとどまらず、構成市町村の財政負担の軽減と組合の適切な財政運営の確立につながることから、両事業の安定的かつ

継続的な実施の面からも不可欠なものである。

しかし、組合では、火葬場使用料は平成29年、不燃物処理手数料は平成21年の改 定から検討されていないため、現在は、必ずしも適正な受益者負担水準が確保されてい る状況であるとは言えないように思われる。

このような状況を踏まえ、本審議会では、組合が平成20年に定めた「使用料・手数料に係る適正化方針」の考え方に基づき、次のとおり使用料等の改定額を算出した。

(1) 火葬場使用料

ア 算出方法

イ 詳細

項目	内容	使用数值
①費用	令和8~10年度の見込み(平均年額) ・経常経費(需用費・委託料等) ・維持補修費 ・基幹設備修繕費(概ね10年以内に実施する 設備修繕費)	98, 945 千円
②火葬件数	令和8~10年度の見込み(平均件数) ・圏域内居住者(大人)	2,859件
③受益者負担率	50%	50%
④他団体との均衡	なし	_
⑤激変緩和措置	なし	_
	試算値	17, 304 円
	改定額(端数処理後)	18,000 円

ウ 備考

① 受益者負担率について

火葬に際し、西部圏域の住民(境港市を除く)は、桜の苑以外の施設がなく、 特定の住民が利用する施設であることから、事業の市場性や必需性により受益者 負担率を50%とした。

② 激変緩和措置について

故人と最後のお別れまでの時間と空間を大切に過ごすための施設としての水準を維持するためには、利用者に相応の負担増を求めざるを得ないことから、激変緩和措置は講じないこととした。

(2) 不燃物処理手数料

ア 算出方法

手数料 = ① / ② × ③ ** ④他団体との均衡 費用 / ごみ処理量 × 受益者負担率 × ⑤激変緩和措置

イ 詳細

項目	内容	使用数值
①費用	令和8~10年度の見込み(平均年額) ・経常経費(人件費・需用費・委託料等) ・維持補修費 ※ ・基幹設備修繕費(概ね10年以内に実施する 設備修繕費)※	402, 598 千円
②ごみ処理量	令和8~10年度の見込み(平均)	4, 186.88 t
③受益者負担率	50%	50%
④他団体との均衡	なし	
⑤激変緩和措置	令和8年度から10年度の3年間で段階的に引き上 げる ・令和8年4月 280円/10 kg ・令和9年4月 380円/10 kg ・令和10年4月 480円/10 kg	
	試算値	481 円/10 kg
	改定額(端数処理後)	480 円/10 kg

※維持補修費及び基幹設備修繕費は、年度間での変動が大きいため、稼働終了予定までの令和8年度から13年度の平均とした。

ウ 備考

① 受益者負担率について

不燃物処理に係る費用の受益者の負担は、組合が平成20年に定めた「使用料・手数料に係る適正化方針」によれば、特定の者の利益のための役務の提供に係る経費である手数料として、当該サービス等の原価(受益者負担率100%)を徴収することを基本とすべきである。しかし、16年もの間見直しを行ってこなかった影響により100パーセントとした場合の試算額962円は、現行の手数料178円から5倍を超える改定となること、また、西部圏域内(境港市を除く)でリサイクルプラザ以外に不燃物処理施設はないことや、施設への直接搬入は一部の利用者に限られることなどから、事業の市場性や必需性を考慮し、受益者負担率を50%とした。

しかし、手数料本来の考え方に立ち返った場合、受益者負担率100パーセントであることが適正であるとの認識のもと、今後の見直しにおいては適正な負担率に近づけていくことを視野に入れ検討がされることを求める。

② 最終処分場経費について

不燃ごみ処理に係る費用には、リサイクルプラザでの中間処理に係る費用だけでなく、最終処分に係る経費を含めることも考えられるが、費用に算入した場合の試算額は現行手数料から8倍を超える額となること、また、過去の最終処分場に係る経費の取り扱いも考慮し、今回の見直しでは、除くことが適当であると判断した。

将来的に新しい一般廃棄物処理施設に移行され、最終処分場についても新しい

施設になった場合には、改めて検討されることを求める。

3 適用期間について

今回の見直しによる改定額の適用期間については、長期間にわたって適用期間を設定することは予測の確実性を失うことになることから、3年を目途に定期的に見直しが行われる予定であることを踏まえ、令和8年度から令和10年度までの3か年とし、令和11年度以降については改めて審議されるべきとした。

4 まとめ

今回の見直しにより、その目的である受益者負担の適正化と構成市町村負担金の適正化については、一定の成果が得られるものと考える。今後、人口減少による税収の減少等、構成市町村の財政状況は厳しさを増すことが予想されるなかにあって、使用料等収入以外の大部分を構成市町村の負担金により運営している両事業においては、今後も安定的かつ継続的に事業が実施できるよう、使用料等の適正化の継続的な見直しと効率的かつ利用者の視点に立った事業運営に努められることを期待する。

鳥取県西部広域行政管理組合使用料等審議会 委員名簿

(敬称略)

◎=会長、○職務代理者

選出区分	団体等の名称	役職等	氏名
学識経験者	公立鳥取環境大学	教授	◎石川 真澄
	(商工団体) 米子市商工会議所	専務理事	○森田 豊充
各種団体 の代表者	(社会福祉団体) 米子市社会福祉協議会	事務局長	景山 泰子
	(消費者団体) コミュニティネット山陰	会員	矢倉 賢
	米子市自治連合会	副会長	角田和久
地域住民の代表者	(日野郡の代表) 大宮まちづくり協議会	会長	古都憲孝
	(西伯郡の代表) 伯耆町区長協議会	会長	長谷川 正

審議経過

	開催日及び会場	審議内容等	
第1回	令和7年7月1日 米子市役所3階 第2応接室	・諮問・鳥取県西部広域行政管理組合使用料等審議会について・火葬場使用料及び不燃物処理手数料の見直しについて施設の概要及び現状について見直しの論点整理について	
第2回	令和7年7月24日 米子市淀江支所2階 大会議室	・第1回審議会の概要報告・火葬場使用料及び不燃物処理手数料の 見直しについて 使用料等の試算額について	
第3回	令和7年8月27日 米子市淀江支所2階 大会議室	・第2回審議会の概要報告・火葬場使用料及び不燃物処理手数料の 見直しについて 使用料等の改定額について	
第4回	令和7年9月24日 米子市役所3階 第2応接室	・第3回審議会の概要報告・答申案について・答申	